

物 件 明 細 書			
売却区分番号	伊25-3	見積価額	金4,580,000 円
		公売保証金	金460,000 円
財産の表示	(土地) 1 所 在 伊勢崎市豊城町 地 番 2201番2 地 目 宅地 地 積 265.00㎡		
	(家屋) 2 所 在 伊勢崎市豊城町2201番地2 家屋番号 2201番2 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺平家建 床 面 積 91.56㎡ (昭和58年5月20日新築)		
(以上、登記簿による表示)			
物件の位置	JR両毛線伊勢崎駅 約2600m (直線距離) 殖蓮小学校 約820m (直線距離)		
公法上の規制	都市計画区分 市街化調整区域 用途地域 市街化調整区域 建ぺい率 (指定) 70% 容積率 (指定) 200%		
接道状況	南側 幅員約4.5mの舗装市道にほぼ等高に接面する。		
物件の概況	地勢	概ね平坦	
	画地条件 (公図上)	間口約10.0m、奥行約18.5m (公図上)	
	形状	台形地	
	供給処理施設	上水道	あり
		下水道	なし
都市ガス		なし	
使用状況	現所有者が占有し、居住しています。		
特記事項	1. 土地 (建物) 見取図、その他図面・写真等は参考です。現況と相違する場合は現況を優先とします。 2. 公売財産1～2は、一括公売とします。 3. 令和7年9月10日時点では、都市計画道路等の予定はありません。 4. 南側道路は、建築基準法第42条第2項道路です。中心線から2mの範囲に建物を建築することはできません。詳しくは市建築指導課へお問い合わせください。 5. 公売財産は周知埋蔵文化財包蔵地 (IS097大道東遺跡)に含まれており、掘削を伴う工事の際には60日前までに文化財保護法第93条第1項の届出が必要です。詳しくは市文化財保護課へお問い合わせください。 6. 用途変更や開発許可等については事前に市建築指導課へお問い合わせください。 7. その他行政的条件：伊勢崎市景観まちづくり条例有 都市機能誘導区域外 居住誘導区域外		
注意事項	1. 伊勢崎市は不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2. 伊勢崎市は公売財産の引渡し義務を負いません。また、占有者の立ち退きや鍵の引渡し、物件内の動産類の撤去・処分等についても全て買受人自身で行ってください。 3. 不動産登記にかかる登録免許税を含め、権利移転に要する費用は買受人の負担とします。買受代金納付後速やかに伊勢崎市へ所有権移転の請求を行ってください。 4. 境界確定は買受人が隣地所有者と協議してください。 5. 権利移転及び危険負担の移転の時期は買受代金の全額納付があった時とし、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となります。(他の法令等により制限のある場合はこれに従います) 6. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。 7. 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。 8. 公売財産は現状引渡しとなります。伊勢崎市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 9. 公売財産については関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関して関係各部署に確認するとともに実際に現地を確認するなど、十分に調査を行ったうえで入札してください。 10. 伊勢崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加することは出来ません。		
その他の事項	本物件は消費税法上の混在財産です。(消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在した財産)		

公売財産周辺地の概要図

売却区分 番号	伊25-3
------------	-------

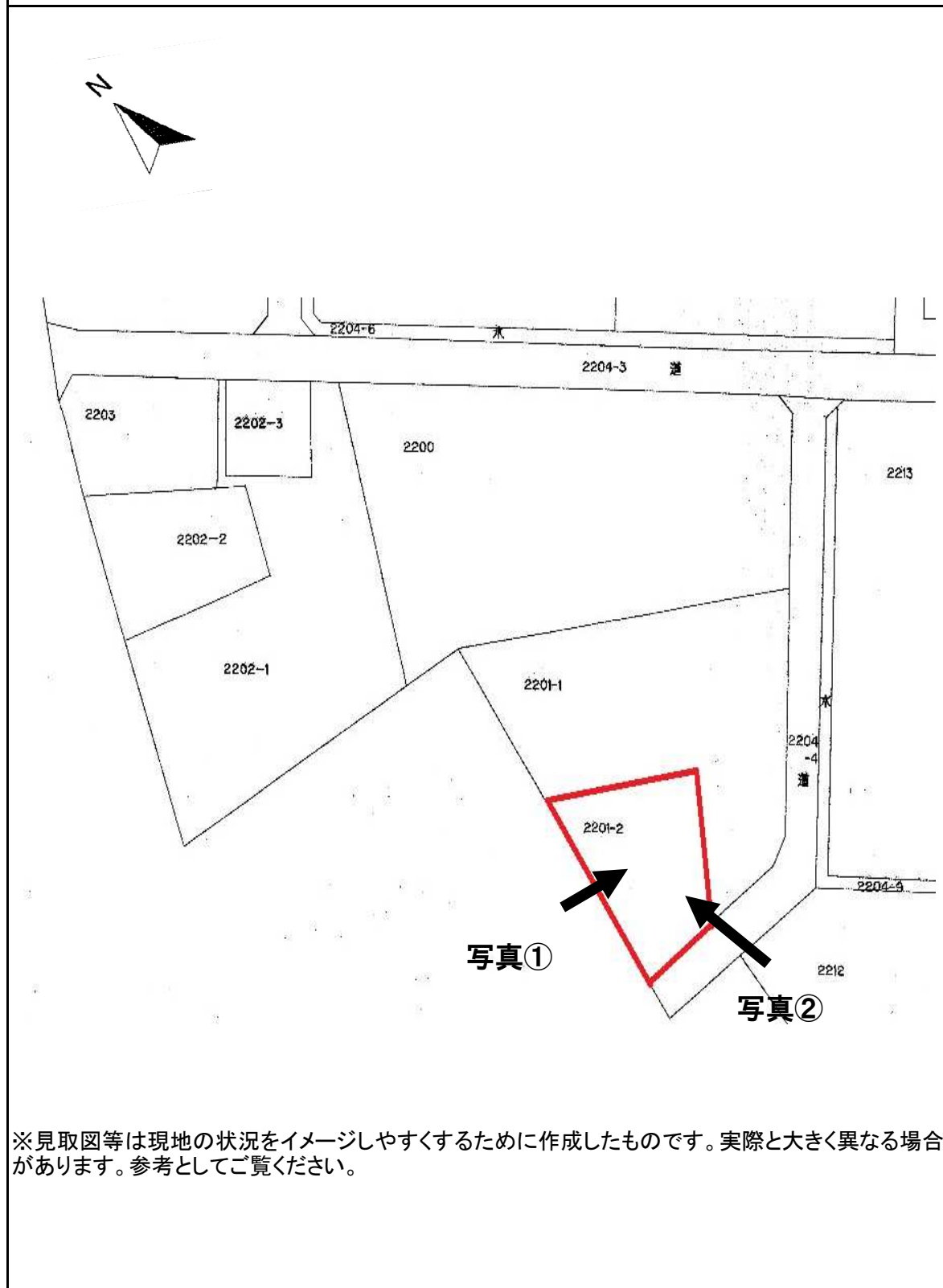
公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

売却区分 番号	伊25-3
------------	-------

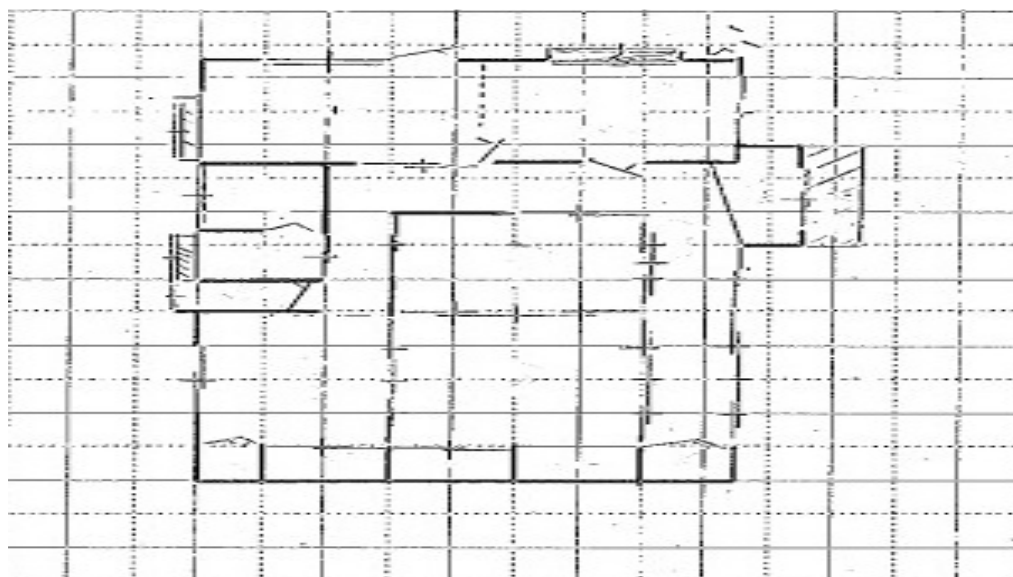
土地の見取図



建物の見取図

売却区分 番号	伊25-3
------------	-------

建物図面



※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするためのものです。実際と大きく異なる場合がありますので、参考としてご覧ください。

売却区分
番号

伊25-3

写 真

(写真①)



(写真②)

